

川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「川越市100周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合を除き、何人も川越市100周年ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的として川越市100周年ロゴを使用する場合は、あらかじめ川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して川越市市制施行100周年会議会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市100周年ロゴの使用を承認する。
- 3 前項の承認をしたときは川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認書(様式第2号)を、承認をしなかったときは川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 川越市100周年ロゴを使用する者は、川越市100周年ロゴ使用ガイドラインを遵守しなければならない。

2 川越市100周年ロゴの使用承認を受けた者は、前項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 承認された用途のみに使用すること。

(3) 川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用商品等販売状況報告書(様式第4号)を提出すること。

(承認内容の変更)

第5条 川越市100周年ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認又は不承認は、川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認書又は川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)不承認書をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第6条 川越市100周年ロゴを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 川越市100周年ロゴの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 川越市100周年ロゴを使用している者が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うものとする。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 川越市100周年ロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、会長は川越市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書（様式第5号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、川越市100周年ロゴの取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月20日から施行する。